

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

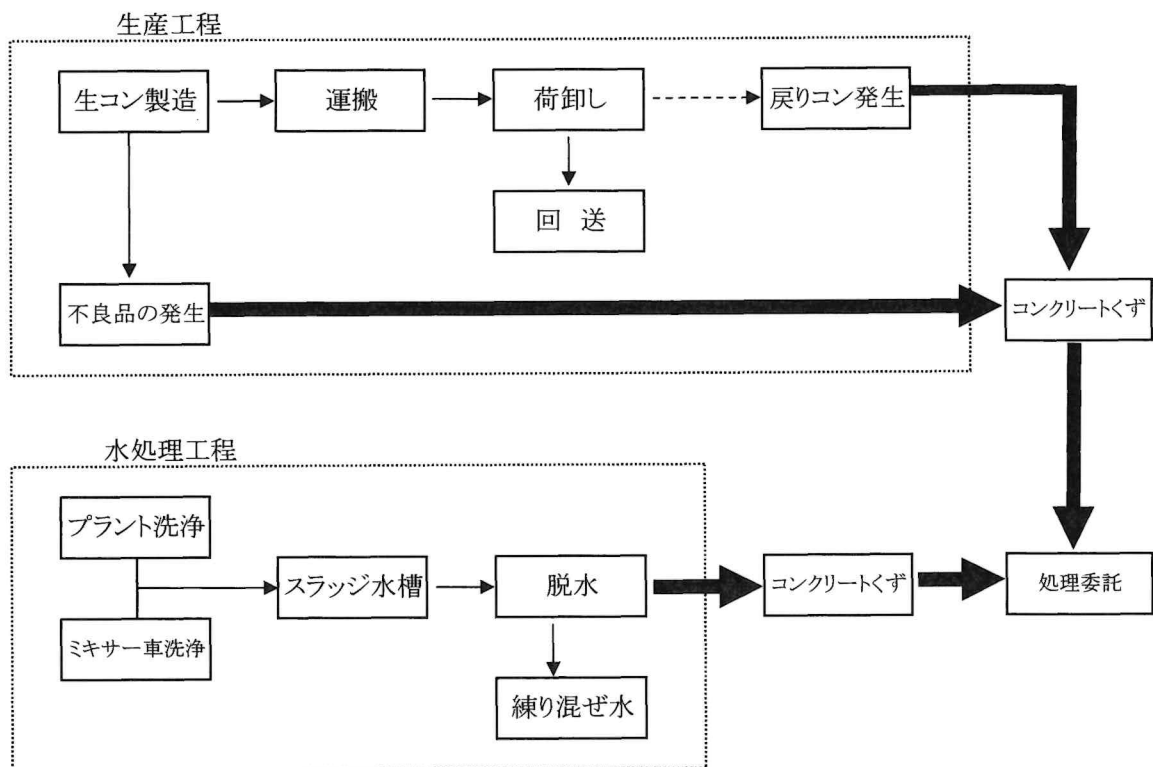
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 4 月 7日	
(宛先) 高崎市長	
提出者 〒 370-1201 住 所 群馬県高崎市倉賀野町4741 氏 名 北関東秩父コンクリート株式会社 代表取締役 諸角富美男 電話番号 027-345-1771	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	北関東秩父コンクリート株式会社 箕郷工場
事業場の所在地	群馬県高崎市箕郷町上芝582
計画期間	令和 ⁸ 年4月1日～令和 ⁹ 年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	R7年実績 生産量(生コンクリート) 26,320m ³ 売上金額 5.3億円
③従業員数	9 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

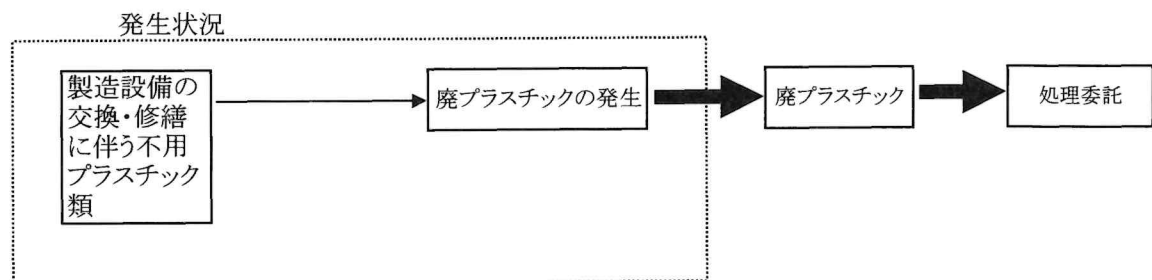


④産業廃棄物の一連の処理の工程

コンクリートくず

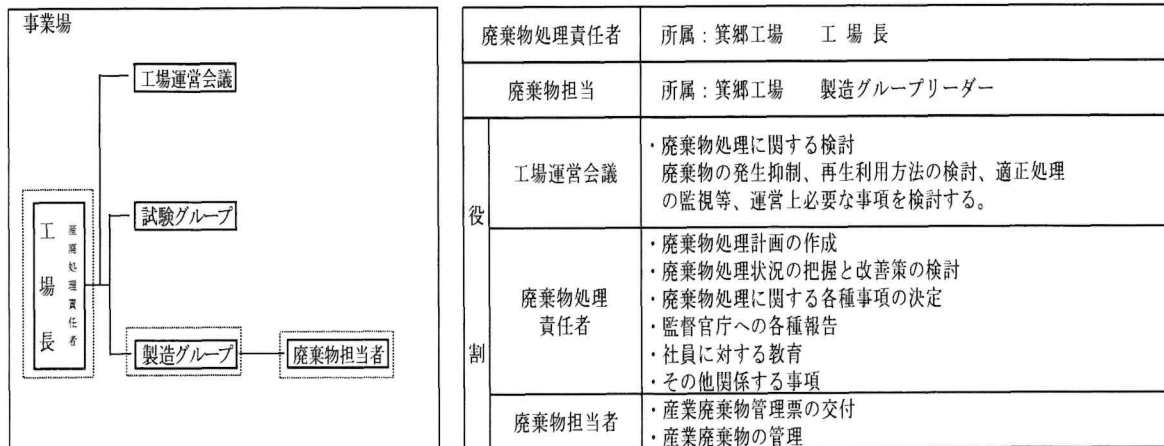


廃プラスチック類



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	排出量	1,100 t	0.63 t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートくず 発生要因の調査（納入したが不要になり持ち帰った生コンクリート(以下残コン)の発生要因の確認及び発生量の確認) ・廃プラスチック類 特に実施していない 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	排出量	1,000 t	0.50 t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートくず 購入者へ残コン発生抑制のアピール ・廃プラスチック類 特になし 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・コンクリートくず コンクリートブロックの作成 ・廃プラスチック類 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・コンクリートくず 特になし ・廃プラスチック類 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,500 1,100 t	0.53 0.63 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,500 1,100 t	0.53 0.63 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートくず 処理依頼先との契約締結 複数業者(現状2業者)への依頼 ・廃プラスチック類 処理依頼先との契約締結 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,100 1,000 t	0.63 0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,100 1,000 t	0.63 0.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートくず 生コン業界として産業廃棄物の減量に向けた方策を実施中。当社としても産業廃棄物減量のための啓蒙活動等を推し進める。 ・廃プラスチック類 出来るだけ再利用をし発生量を抑制する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。